

広島県発達障害児・者支援施策 事業指針

平成 2 9 年 8 月

広 島 県

目 次

I	事業指針について	1
1	事業指針の趣旨	1
2	事業指針の位置づけ	1
3	発達障害の定義	2
II	基本的な考え方	3
1	基本方針	3
2	施策の方向性	3
III	今後の取組の方向性	5
1	支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援	5
(1)	乳幼児期の支援	5
(2)	学齢期・教育の支援	11
(3)	成人期・就労等の支援	17
2	個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援	23
(1)	相談支援体制の充実	23
(2)	医療支援体制の構築	25
(3)	災害時の発達障害児・者への支援の強化	27
(4)	ライフステージを通じた支援の継続	28
3	権利擁護等の支援の強化	29
4	家族等を含めたトータルな継続した支援	31
5	発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援	33
6	専門的知識を有する人材の養成	35
IV	発達障害施策の関連計画	37

I 事業指針について

1 事業指針の趣旨

この事業指針は、平成28年8月1日から施行された発達障害者支援法の改正に対応するため、平成22年に作成した「広島県の発達障害児(者)支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて」を見直すとともに、発達障害児・者に対する新たな支援について、県が設置している「広島県発達障害児(者)支援連携委員会」に諮り、今後、県等において具体的に取り組むべき方向性を示したものです。

平成28年の法改正では、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期に至るまでのライフステージに応じて発達障害に対して必要な支援を行うことが重要であり、その支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等の様々な分野にわたり複数の関係機関や関係者による専門的支援や合理的な配慮が必要なため、切れ目なく、発達障害者の支援を行うことが特に重要であることが明記されました。*

こうした中、本県における発達障害に係る支援体制の課題について、広島県発達障害児(者)支援連携委員会等の関係者が情報を共有するとともに、この度の法改正の内容を踏まえて、支援施策を展開するための県の取組の方向性を共有し、発達障害児・者及びその家族等に対する支援を充実するために事業指針を策定しました。

*発達障害の支援を考える議員連盟 編著(2017)「改正発達障害者支援法の解説」ぎょうせい

2 事業指針の位置づけ

この事業指針は、県の基本計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」及び県が策定する「広島県障害者計画(広島県障害者プラン)」、「広島県障害福祉計画」、「広島県特別支援教育ビジョン」、「広島県保健医療計画」、「ひろしまファミリー夢プラン」、「広島県子ども・若者計画」などの計画と整合性を図ります。

発達障害者支援法第19条の2に規定された本県の発達障害者支援地域協議会である「広島県発達障害児(者)支援連携委員会」においては、この事業指針を踏まえて、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関の発達障害の取組を情報共有するとともに、関係機関との連携を図り、発達障害児・者に対する一貫した支援体制を構築し、推進します。

また、発達障害児・者に対する一貫した支援体制を整備するため、県及び市町は、この事業指針を踏まえ、関係機関との連携等により事業推進を図ります。

なお、この事業指針は、今後の国の制度改正や県が策定する計画の改定された内容を反映するとともに、発達障害に係る医学的・科学的・社会的な概念・定義などの変化を含む知見の進展や、当事者ニーズの変化に呼応するため、必要に応じて見直しを行います。

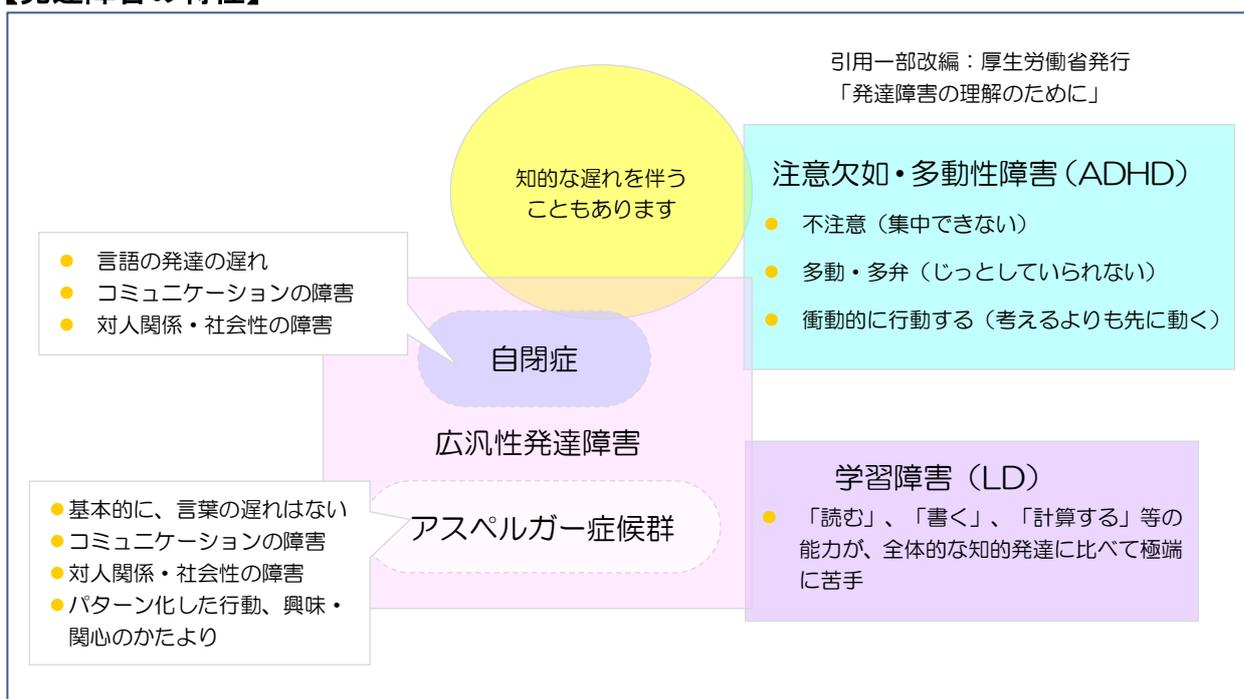
3 発達障害の定義

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

平成 28 年 8 月に施行された改正法では、新たに「発達障害者」を「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁*により、日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義されました。

*「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

【発達障害の特性】



発達障害の概念やその範囲、個々の発達障害の定義が大きく変わることが予定されており、また今後も知見の進展があることを鑑みれば、個々の発達障害者が現に直面している日常生活又は社会生活における制限や困難に着目し、上記の定義や特性は柔軟に解釈すべきものです。

【事業指針の記載について】

- この事業指針における「発達障害児」は、18歳未満の者を言います。
- 「支援ニーズ」の表記は、発達障害の発見だけでなく、気づいた段階から当事者の個々の特性に応じた必要な支援や家族等に必要な支援へ早期につなげるため、支援ニーズに着目する必要があるということを意味しています。
- 「学齢期」は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校小学部・中学部・高等部の期間を示しています。
- 「取組の方向」においては、課題を踏まえて、今後、県が市町や関係機関等と連携して取り組むべき施策の方向性を記載しています。また、担当が「市町」となっているものは、県が市町に対して支援や働きかけを行っていくものについて記載しています。
- 「現在の取組」は、平成28年度末現在の県の取組を記載しています。
- 再掲や参照している項目については、(Ⅲ-1 再掲：PO) 等、表題の番号、ページを記載しています。
- 「指標」は、県が策定した計画の中で記載されている発達障害児・者支援施策が関係している指標について記載しています。

II 基本的な考え方

1 基本方針

発達障害者支援法の理念を踏まえて、発達障害児・者及びその家族が個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、発達障害児・者の自立及び社会参加のため、その生活全般にわたる支援を行い、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現と社会的障壁の除去に取り組みます。

発達障害者支援法（平成 28 年 8 月 1 日施行）第二条の二（基本理念）

発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

2 施策の方向性

（1）目指すべき姿

- 発達障害児・者及びその家族がライフステージを通じて、自立及び社会参加等の生活全般にわたり、個々の特性に応じた支援を切れ目なく受けることができる。
- 発達障害の支援を担当する医療、保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関が連携、協力する体制が構築されている。

（2）取組の方向性

この事業指針では、「目指すべき姿」の達成に向けて、次の取組を行います。

- ① 支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援
 - 乳幼児期、学齢期、成人期の各ライフステージにおける支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの将来の自立に向けた早期支援体制の構築
- ② 個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援
 - 当事者及びその家族の身近な場所における個々の特性（性別、年齢、障害の状態及び生活実態等）に応じた継続的で切れ目のない相談支援体制の確立
 - 発達障害の個々の特性に対応できる医療支援体制及び災害時の支援体制の確立
- ③ 権利擁護等の支援の促進
 - 当事者の権利擁護や司法手続きにおける配慮等の支援体制の確立
- ④ 家族等を含めたトータルな継続した支援
 - 肉体的・精神的な負担が大きい家族に対するトータルな継続的な支援体制の確立
 - 周囲の関係者に対する相談支援体制の確立
- ⑤ 発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援
 - 県民による発達障害の理解の促進、様々な場を通じた継続的な普及啓発の推進
 - 発達障害児・者の社会参加への協力・支援体制の確立
- ⑥ 専門的知識を有する人材の養成
 - 専門的な知識を有する人材を養成するための研修体制の確立

(3) 発達障害者支援法の改正に対応した取組の推進

この事業指針では、平成28年8月の発達障害者支援法の改正内容を踏まえて、平成22年に作成した「広島県の発達障害児（者）支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて」を見直すとともに、新たな取組の方向性を追加しました。

改正前	
I 支援のあるべき姿	
II 事業指針	
III 事業指針に沿った今後の取組み	
1 支援ニーズの早期把握と早期支援	
(1) 支援ニーズの早期把握	
① 乳幼児期の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半、3歳児健診におけるスクリーニングの強化 ・保育士、幼稚園教諭の現場における気づきの強化 ・子育て支援の中での気づきの強化
② 学齢期の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における気づきの強化
③ 成人期の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・職場以外での気づきの強化 ・職場における気づきの強化
④ ライフステージ共通の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気づきの強化 ・医療機関の気づきの強化
(2) 支援ニーズに気づいた段階からの支援	
① 乳幼児期からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半、3歳児健診後の支援 ・療育支援 ・保護者の障害受容の促進
② 学齢期からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備 ・教員の専門性向上 ・職業的自立の促進
③ 成人期からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた支援 ・既に就労している場合の定着支援等 ・生活支援
④ ライフステージ共通の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・医療支援
2 当事者の立場に立った継続的で柔軟かつきめ細やかな支援	
① 個別支援計画の策定・実行	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援体制の構築
② ライフステージを通じた支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・支援間のつながりの強化
3 家族を含めたトータルな支援	
① ライフステージ共通の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の精神的負担の軽減
② 学齢期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校外の居場所の確保 ・普及啓発
4 地域社会による支援	
① 一般県民の障害理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な普及啓発 ・地域社会での受容の促進
② 行政機関等に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施、パンフレットの利用

改正後	
I 事業指針について	
II 基本的な考え方	
III 今後の取組の方向性	
1 支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援	
(1) 幼児期の支援	
ア 乳幼児期における支援ニーズの気づき	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援の中での気づきの強化 2 保育所、幼稚園等の現場における気づきの強化 3 乳幼児健診における気づきの強化 4 早期把握・早期支援のための医療支援体制の充実
イ 乳幼児期からの早期支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児健診後の支援の強化 2 保育所等における療育支援の強化【新】 3 障害児居場所確保における療育支援の強化【新】 4 子どもの特性、支援ニーズに「気づく・理解する」への支援の充実 5 学齢期への支援連携体制の強化【新】
(2) 学齢期・教育の支援	
学齢期における支援ニーズの気づきと特別支援教育支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校における気づきの強化 2 特別教育支援体制の充実 3 教員の専門性の向上 4 職業的自立の促進 5 学校外の居場所の確保・療育支援の充実 6 保護者への啓発 7 高等学校以降の教育支援体制の充実【新】 8 乳幼児期からの継続した支援体制の構築
(3) 成人期・就労等の支援	
ア 成人期の支援ニーズの気づきから早期支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 成人期の支援ニーズの気づきの強化 2 職場における気づきの強化
イ 就労支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労に向けた支援体制の充実 2 就労定着のための支援体制の整備 3 就労支援者の専門性の向上【新】 4 就労支援関係機関等の連携強化【新】
ウ 成人期の生活支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援の充実
2 個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援	
(1) 相談支援体制の充実	
相談支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 身近な地域における相談支援の充実 2 専門的・広域的な相談支援体制の充実
(2) 医療支援体制の構築	
医療支援体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達障害の診療を行う医療機関の確保 2 発達障害の医療支援体制の充実
(3) 災害時の発達障害児・者への支援の強化【新】	
災害時の発達障害児・者への支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の発達障害児・者へ支援の強化【新】
(4) ライフステージを通じた支援の継続	
ライフステージを通じた支援の継続	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援間のつながりの強化
3 権利擁護等の支援の強化【新】	
権利擁護等の支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護の支援【新】 2 司法手続き等の配慮の促進【新】
4 家族等を含めたトータルな継続した支援	
ア 家族支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 家族に対する生活支援の充実 2 療育支援・家族支援体制の充実【新】
イ 関係者や支援者に対する支援の充実【新】	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係者や支援者に対する支援の充実【新】
5 発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援	
ア 発達障害に関する理解の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民の障害理解の促進、様々な場を通じた継続的な普及啓発
イ 地域社会の支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達障害児・者の社会参加への協力、支援強化
6 専門的知識を有する人材の養成	
専門的知識を有する人材の養成	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門的知識を有する人材の養成

Ⅲ 今後の取組の方向性

1 支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援

目指す姿

発達障害のある児・者には、各ライフステージにおいて、将来の自立に向け、個々の特性に応じた支援を行っていくことが重要であり、気づいた段階から、いつでも必要な支援が開始される早期支援体制が構築されています。

(1) 乳幼児期の支援

ア 乳幼児期における支援ニーズの気づき

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 子育て支援の中での気づきの強化 （法第5条，第13条）	
発達の課題に関する相談にも対応できる子育て支援の窓口の設置	市町
母子健康手帳交付時や子育て教室における情報提供	市町
母子保健等の市町担当職員に対する研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 保育所，幼稚園等の現場における気づきの強化 （法第7条）	
保育士，幼稚園教諭の専門性の向上研修，現地指導の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
保育所等訪問支援・障害児等療育支援事業による施設支援の強化	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
3 乳幼児健診における気づきの強化 （法第5条）	
乳幼児健康診査を担当する保健師の専門性向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
乳幼児健康診査マニュアル等の活用促進	県（健康福祉局），市町
乳幼児健診における発達障害のスクリーニング体制の強化	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
4 早期把握・早期支援のための医療支援体制の充実 （法第5条，第19条）	
発達障害の診断ができる医療機関の公表の実施	県（健康福祉局）
発達障害の専門医療機関の確保	県（健康福祉局）

<指標>

指標	現状（H25末）		目標（H31末）	
乳幼児健康診査の未受診率 （ひろしまファミリー夢プラン）	乳児	5.6%	乳児	3.0%
	1歳6か月児	5.4%	1歳6か月児	4.0%
	3歳児	9.7%	3歳児	6.0%

課題，取組の必要性

1 子育て支援の中での気づきの強化（法第5条，第13条）

- 全市町において，子どもの発達等に関する相談窓口が設置されていますが，より身近な地域で安心して相談ができ，乳幼児期等の早い段階から，子どもやその家族を総合的に支援していく仕組みを整えることが求められています。

このため，妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供する，母子保健と子育て支援が一体となった総合相談拠点「ひろしま版ネウボラ」の設置を促進することとしており，この取組の中で，発達障害に関する早期発見，早期支援に結びつけるなど，市町担当部署，医療機関等と連携した取組を行っていく必要があります。

- また，早期発見，早期支援の重要性について，保護者への理解促進を図ることや，「気づいた」後の早期支援につなげるため，各市町の母子保健や福祉関係職員等に対し，発達障害の専門的な研修や地域支援体制マネジメント事業等による現地指導を実施していく必要があります。

2 保育所，幼稚園等の現場における気づきの強化（法第7条）

- 保育所，幼稚園等では，日常の集団生活における行動観察などを通じて発達障害の気づきが得られることがあるため，保育士や幼稚園教諭等への発達障害に対する理解を深める取組等を引き続き行う必要があります。

3 乳幼児健診における気づきの強化（法第5条）

- 市町が実施する乳幼児健康診査受診率は，平成27年度の1歳6か月健康診査が93.9%，3歳児健康診査が91.4%であり，確実に受診するよう働きかける必要があります。健診受診者からニーズを把握することや，特に何らかの理由で受診しない児においてはその理由を把握し，受診を勧奨する必要があります。
- 平成27年度から乳幼児健康診査の問診項目は，厚生労働省児童家庭局母子保健課長通知により統一されています。一方，発達障害のスクリーニング方法は，保健師等による行動観察，医師による問診，アセスメントツール（M-CHAT，PARS等）の活用等があり，国はM-CHAT，PARSのアセスメントツール*の普及を進めています。今後，各市町の乳幼児健康診査における発達障害のスクリーニング機能を強化していくため，アセスメントツールの普及及び養育者，支援従事者等への適切なフィードバックを含めた支援の有効活用の促進に取り組む必要があります。

*アセスメントツールとは，発達障害の特徴に関するチェックリストであり，該当する項目数により判断するものである。

[アセスメントツールを利用している市町：12市町（平成28年8月調査）]

- また，ネウボラの相談等により，妊娠期から出産，育児期の継続的な保護者とのつながりを持ち，子育ての不安や悩みなど何でも相談できる体制を整えることで，ハイリスク家庭の早期発見につなげていく必要があります。

4 早期把握・早期支援のための医療支援体制の充実（法第5条，第19条）

（Ⅲ-2-（2）参照：P25-26）

- 発達障害の専門的な診断を行う医療機関（小児科，児童精神科）が不足しているため，初診までに6カ月以上の待機期間を有する医療機関もあり，専門的な検査等により発達の特性を早期に確認し，早期に療育支援等を行う体制整備を図る必要があります。

イ 乳幼児期からの早期支援

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 乳幼児健診後の支援の強化 （法第5条）	
フォローアップのための親子教室の充実	市町
市町の母子保健担当職員等の専門性向上	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
身近な地域における専門相談の体制づくり	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
発達に課題が考えられる児の初診受診待機期間における支援の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 保育所等における療育支援の強化 （法第6条，第7条）	
障害児等療育支援事業の実施，職員の専門性向上研修の実施	県（健康福祉局）
幼稚園教諭，保育士等の支援スキルの向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
発達障害児に対する保育士の加配等の充実	市町
3 障害児通所施設における療育支援の強化 （法第6条，第9条の2）	
児童発達支援事業所の確保	県（健康福祉局），市町
障害児通所施設の職員に対する療育支援の研修，実地（現地）指導	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
児童発達支援等の療育支援内容の質を確保するための取組	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
4 子どもの特性，支援ニーズに「気づく・理解する」への支援の充実 （法第5条，第6条，第13条）	
市町保健師等の相談能力向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
障害児等療育支援事業における相談・療育指導の実施	県（健康福祉局）
5 学齢期への支援連携体制の強化 （法第3条）	
地域自立支援協議会等を活用した個別支援の連携体制の構築	県（健康福祉局），市町
サポートファイル等を活用した情報連携の促進	県（健康福祉局），市町

<指標>

指 標	現状（H25年度）	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援センター設置数 （第4期広島県障害福祉計画）	5圏域 13か所	5圏域 13か所	6圏域 14か所	7圏域 15か所
障害児保育受入可能市町 （第4期広島県障害福祉計画）	23市町	23市町	23市町	23市町

課題，取組の必要性

1 乳幼児健診後の支援の強化（法第5条）

- 各市町では，乳幼児健康診査等により発達の遅れ等に気づいた保護者に対してのフォローアップ教室や，ペアレントトレーニング等による子育て支援を行っていますが，市町の取組状況は異なっています。発達の遅れや課題が考えられる子どもの保護者に対しては，気づいた段階から市町の母子保健活動や子育て支援等において，発達障害に関する基礎的な知識や地域の支援機関に関する情報等について情報提供するとともに，子どもや保護者の意思を尊重しながら，精神的負担の軽減や適切な支援につながるよう，家族支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 子どもの支援を行う市町関係職員や福祉施設職員等に対しては，ペアレントプログラム事業化マニュアルの活用促進や県のこども家庭センターによるペアレントトレーニングの研修また，県発達障害者支援センターによる地域支援体制マネジメント事業や研修事業等による人材育成を，計画的に継続して実施する必要があります。

2 保育所等における療育支援の強化（法第6条，第7条）

- 発達に課題がある子どもの個々の特性に応じた環境調整や療育支援は，「気づいた」ときから速やかに行う必要があります。乳幼児健診後の子どもの保護者のフォローや市町の母子保健担当，保育所等の関係機関の連携により支援体制が必要になっています。
- 発達障害の早期発見，早期支援に重要な役割を担っている保健師や保育士，幼稚園教諭等に対し，継続して発達障害に関する理解を促したり，療育支援の情報などを提供する必要があります。
- 保育士や幼稚園教諭，障害児通所支援事業所等職員が発達障害児や発達に課題を感じる障害が疑われる子どもへの対応力を高めるため，個々の特性に応じた支援や環境調整等の配慮が行えるよう，療育現場での指導や研修体制を強化していくことが必要です。

3 障害児通所施設における療育支援の強化（法第6条）（法第9条の2）

- 児童発達支援については，平成24年度児童福祉法改正時の制度創設以来，利用者や事業所数は増加しており，その支援の質の確保及び質の向上を図るため，気づきの段階から，子ども本人の意思を尊重するとともに，最善の利益を考慮し，将来の子ども達の発達・成長の姿を見通しながら，今，どのような支援が必要かという視点を持ち，子どもの個々の特性に応じた療育支援が提供されるよう，関係職員に対する療育に関する研修を継続して実施していく必要があります。
- また，母子保健，医療機関，保育所等関係機関と連携するとともに，保護者と子どもの発達の状況や課題について共通理解を持ちながら，切れ目のない一貫した支援を行う必要があります。

4 子どもの特性，支援ニーズに「気づく・理解する」への支援の充実（法第5条，第6条，第13条）

- 子どもの保護者に対しては，発達の遅れの有無に関わらず，乳幼児期，学齢期等において発達障害の相談窓口の情報を提供するなど，ライフステージを通じた相談支援や啓発に取り組んでいます。
- 保護者が，発達障害児や発達に課題が考えられる子どもの特性を理解し，適切な対応ができるよう，支援ニーズの“気づき”から，適切なサービスへの“つなぎ”までの支援として，障害児等療育支援事業による相談や療育指導を引き続き実施していく必要があります。

5 学齢期への支援連携体制の強化（法第3条）

- 乳幼児健康診査後の支援として，発達に課題が考えられる子どもの保護者の不安軽減や早期からの適切な支援につなげるため，健診結果やその後の支援状況について保護者了解の下，保育所や幼稚園，小学校等へ引き継ぎ，連携して対応する体制の整備が必要です。



ア 乳幼児期における支援ニーズの気づき

○ 乳幼児健康診査を行う市町支援

市町において、子どもの健康の保持増進、疾病の予防や障害等の早期発見のため、乳幼児の健康診査や家庭訪問などが実施されています。

市町が実施する乳幼児健康診査においては、「広島県乳幼児健診マニュアル」「標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き」等を活用し、発達障害等の早期発見及び早期支援につながるよう支援しています。

※県HPで「広島県乳幼児健診マニュアル」及び「乳幼児健診外国語版問診票」等を情報提供

○ 広島県子育てポータルサイト「イクちゃんネット」の開設

子育てに役立つ情報を集約し、ワンストップで欲しい情報を受け取れる広島子育てポータルサイト「イクちゃんネット」において、発達が気になるこどもの相談先等の情報を掲載しています。

「イクちゃんネット」のアドレス→<https://www.ikuchan.or.jp/>

イ 乳幼児期からの早期支援

【身近な地域における早期発見・早期支援の促進】

○ 発達障害地域支援体制マネジメント事業

当事者及び家族に最も身近な地域・市町単位で個別の支援が受けられる体制を整備するため、広島県発達障害者支援センターに設置した「発達障害者地域支援マネジャー（発達障害に係る支援者間の連携や個別支援の方法について実践的な知識や経験を有する者）」が、地域・市町に対する助言やサポートを現地において実施しています。

【地域支援体制マネジメント事業の活用例】

区 分	主 な テ ー マ
乳 幼 児 健 康 診 査	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査場面の環境設定、スタッフの動き・役割等のアドバイス ・乳幼児健康診査場面の子どもの観察アセスメント ・保健師などの健診に関わるスタッフへの研修
早 期 支 援 教 室 等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域にあわせた形の早期支援教室等の設定に関するアドバイスと整理 ・スタッフの研修、実際場面でのスタッフのOJT（現場トレーニング） ・早期支援教室等における個別支援会議の参加と情報提供、アドバイス
保育所・幼稚園・認定保育園 障 害 児 通 所 事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児、発達に課題のある児の観察とアドバイス、アセスメント ・ケース会議の参加と情報提供 ・発達障害に関する実践的な研修

【気づきを支援する人材育成及び療育支援従事者のスキルアップの促進】

○ 発達障害支援スキルアップ研修（相談支援、療育支援）

地域で発達障害者の相談支援に従事している市町の相談担当職員、相談支援事業所職員等や、療育支援に従事している保育士、幼稚園教諭、障害児通所支援事業所職員等を対象に、発達障害児・者への支援スキル向上のための研修を行っています。



【発達に課題が考えられる子どもへの早期支援】

○ 県のこども家庭センターによる支援（発達に課題が考えられる子どもの相談）

発達障害児や知的障害児・者への専門的な相談を行うとともに、障害児の施設入所等の必要な支援、市町に対する技術的な支援を行っています。

【県のこども家庭センターによる取組内容】（Ⅲ-4再掲：P32）

- ・二次的な問題の改善の目的で、家族療法事業として、グループワーク、カウンセリング、ペアレントトレーニング及び感覚統合訓練等の支援
- ・市町関係機関職員を対象にペアレントトレーニングのリーダー養成研修
- ・社会的養護関係職員を対象にペアレントトレーニングによる対応方法の研修

【発達に課題が考えられる子どもへの療育支援】

○ 障害児等療育支援事業

在宅の障害児・者や発達に課題が考えられる児・者に対して、障害福祉サービスを受ける前の支援ニーズへの“気づき”の支援や、適切なサービスへの“つなぎ”の支援として、訪問又は外来において個別や集団での相談・療育指導を実施しています。また、保育所や幼稚園、学校に対して、いわゆる「気になる児」の支援についての助言・指導も行っています。その他、発達障害を扱う医師やコメディカルを養成する研修や、保健師、保育士に対する発達障害に関する研修なども実施しています。

※上記を実施する事業所は、県ホームページ・イクちゃんネットに掲載されています。

県ホームページ>イクちゃんネット>子育てナビ>療育相談

（ホームページアドレス）<http://www.ikuchan.or.jp/navi/handicapped/consultation/032330.html>

参考 障害児の福祉サービス制度

○ 平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれていた施策体系が児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援からなる障害児通所施設に一元化されました。

○ 障害児通所支援の対象に発達障害児は含まれており、療育手帳等の有無は問わず、児童相談所（県のこども家庭センター）、市町、医師等により療育が必要と認められた児童が対象になります。通所支援に係る給付は、市町で行われています。

【障害児通所施設】

施策の種類	事業概要
児童発達支援	主に未就学の障害のある児童を児童発達センターその他の事業所等に通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童を授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の事業所に通わせて、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

※上記を実施する事業所は、県ホームページに掲載されています。

県ホームページ>障害児通所施設事業所サービス情報

（ホームページアドレス）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syougaijokouji.html>

(2) 学齢期・教育の支援

学齢期における支援ニーズの気づきと特別支援教育支援体制の充実 ＜取組の方向＞

取組の内容	担当
1 学校における気づきの強化 （法第8条）	
教員の特別支援教育に関する研修の充実	県教育委員会
発達障害の専門家による巡回相談の実施	市町教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の活用	県教育委員会，市町教育委員会
県発達障害者支援センターによる教職員対象の研修等の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
2 特別支援教育支援体制の充実 （法第8条）	
個別の教育支援計画，指導計画の作成・活用促進	県教育委員会
相談支援ファイル（サポートファイル）の活用促進	県（健康福祉局） 県教育委員会
地域の関係機関との連携による一貫した支援体制の整備	県教育委員会
県発達障害者支援センターによる教職員対象の研修等の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
3 教員の専門性の向上 （法第8条，第23条）	
教員の特別支援教育に関する研修の充実	県教育委員会
免許法認定講習の継続的な実施	県教育委員会
大学院等，教員長期研修への派遣	県教育委員会
授業研究等を通じた特別支援学級担任の専門性の向上	県教育委員会
授業研究等を通じた通常の学級担任等の専門性の向上	県教育委員会
通級による指導の充実	県教育委員会
発達障害に関して，各市町で中核となって指導ができる専門性の高い教員の養成	県教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の発揮	県教育委員会
4 職業的自立の促進 （法第10条第2項）	
職業的自立を促進する教育の推進	県教育委員会
ジョブサポートティーチャーの効果的な活用，企業との連携	県教育委員会
5 学校外での居場所の確保・療育支援の充実 （法第6条，第9条，第23条）	
放課後児童クラブにおける発達障害児への対応の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
日中一時支援事業における発達障害児への対応の充実	市町
放課後等デイサービス事業所職員に対する研修，現地指導等の支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
放課後等デイサービスと学校との連携による一貫性のある切れ目のない支援	県（健康福祉局），市町

取組の内容	担当
6 保護者への啓発 （法第8条，第13条）	
保護者に対する発達障害に関する理解啓発や特別支援教育等の理解啓発の実施	県教育委員会 市町教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の発揮	県教育委員会
7 高等学校以降の教育支援体制の充実 （法第8条）	
専修学校，大学・短大等に対する発達障害の理解啓発の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
専修学校，大学・短大等の学校職員に対する研修，現地指導の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
8 乳幼児期からの継続した支援体制の構築 （法第3条）	
乳幼児期の支援者と学校関係者が支援を連携する体制の整備	県（健康福祉局），市町
サポートファイルの活用促進	県（健康福祉局），市町

<指標>

指 標	現 状	目 標
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率 （広島県障害者プラン）	（H24年9月）89.2%	（H29年度末）100%
特別支援学校の特別支援学校教諭免許状保有率の向上 （広島県障害者プラン）	（H25年5月）76.0%	（H29年度末）90%以上
特別支援教育に関する教育研修の受講率 （広島県障害者プラン）	（H24年9月）90.0%	（H29年度末）100%
特別支援学校高等部卒業生就職率 （ひろしま未来チャレンジビジョン）	（H26年度末）33.0%	（H30年度末）40%

課題，取組の必要性

1 特別支援教育ビジョン

- 本県では，平成20年7月に広島県特別支援教育ビジョンを策定し，支援体制の整備や教員の専門性の向上等に取り組んでいます。（平成29年度に改定予定）
- 相談対応は，各学校が教員の特別支援教育に関する研修を実施したり，特別支援学校のセンター的機能を活用したりするなどして，本人・保護者からの相談に対応する必要があります。
- 支援体制は，各学校が発達障害のある児童生徒が個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう，特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を開催し，関係機関と連携して個別の教育支援計画，個別の指導計画を作成し，適切な指導や合理的配慮の提供が行われるよう支援体制の充実を図る必要があります。
- 市町の専門性は，教育的ニーズの多様化に伴い，保護者への適切な情報提供，相談支援，就学先決定に資するよう，市町教育委員会の特別支援教育に関する専門性をさらに高めていく必要が

あります。

- 県民啓発は、広く県民に特別支援教育の理念等の理解啓発を図る必要があります。
- 特別支援学校のセンター的機能は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等からの支援要請が増加、多様化しており、指導・支援についての情報発信を含め、更に充実した支援を継続していく必要があります。
- 職業教育は、児童生徒の自立と社会参加に向け、一人一人の発達段階や個々の特性、教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実、特に職業的自立を促進するため、職業教育の充実を図る必要があります。
- 専門性向上は、特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の未保有者に対して免許状を取得するように指導し、保有率向上に取り組む必要があります。

【校内支援体制の整備状況】（広島市を除く。）

区 分	年 度	公立幼稚園	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
校内委員会の設置	H20	80.0%	100.0%	100.0%	60.4%
	H28	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別支援教育コーディネーターの指名	H20	81.4%	100.0%	100.0%	93.4%
	H28	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
個別の指導計画の作成	H20	52.9%	84.1%	78.5%	5.5%
	H28	76.1%	97.3%	96.5%	98.8%
個別の教育支援計画の作成	H20	32.9%	75.0%	66.1%	5.5%
	H28	50.0%	94.9%	93.6%	68.7%

【特別支援学校高等部卒業者の就職状況】

区 分	H20 年度	H27 年度
特別支援学校高等部卒業者就職率	22.0%	42.4%

※就労継続支援 A 型事業所の利用者を含む。

2 「通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年文部科学省調査）

- この調査において、小・中学校に学習面又は行動面で困難を示す児童生徒が在籍している割合は約 6.5%（推定値）となっています。すべての教員一人一人が発達障害に関する正しい知識を習得し、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒に対する支援を進めていく必要があります。

3 インクルーシブ教育システムの構築

- 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）（平成 24 年 7 月）が示されました。
- その中には、早期からの就学相談の実施、市町における医療、保健、福祉との連携、就学先決定の仕組みとして、保護者に十分な情報を提供すること、早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるよう、サポートファイルや個別の教育支援計画等を活用することが求められています。また、県教育委員会には、就学先決定に関わる相談・助言機能を強化することも求められています。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場があります。障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、合理的配慮及び必要な支援が提供され、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことができる環境づくりを推進する必要があります。
- 児童生徒が、障害の状態や、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、学校教育における ICT 機器の活用など、適切な教材の提供、整備などが求められています。
- 一人一人が多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学校の教育活動全体で、

障害者理解や交流及び共同学習の推進を図る必要があります。

- 発達に課題がある児童生徒の保護者に適切な情報提供や支援を行い、相談体制の充実に継続的に取り組む必要があります。
- 市町における医療と福祉が連携した早期からの就学・相談支援の充実に図る必要があります。また、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるよう、相談支援ファイル（サポートファイル）や個別の教育支援計画等を活用した校種間連携等の仕組みを構築する必要があります。

4 発達障害者支援法の一部を改正する法律

- 教育の分野では、発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することが規定され、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導計画に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進が規定されました。
- また、教育に関する業務を行う関係機関が、医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関等と連携を図りつつ、発達障害者の支援を行うことや、県及び市町に対して、発達障害者が就労するための準備を適切に行えるための支援を学校が行えるよう必要な措置を講じることが示されました。

5 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布

- 文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成 28 年 12 月 9 日）により、高等学校における通級による指導が制度化され、平成 30 年度から高等学校においても障害に応じた特別の指導が行えることになりました。

6 学習指導要領の改訂

- 中央教育審議会（答申）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）（平成 28 年 12 月）では、「資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒が十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる【困難さの状態】に対する【指導上の工夫の意図】+【手立て】の例」が示されることや、小・中学校における特別支援学級の教育課程編成の基本的な考え方や留意点等が具体的に示されることが必要であると示されました。
- 通級で指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、全員について個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することが適当であると示されました。

7 学校外での居場所の確保・療育支援の充実（第 9 条、第 9 条の 2）

- 共働き家庭や留守家庭の児童が参加する放課後等児童クラブ等において、発達障害児の受入れを進め、職員への研修や専門家による後方支援を強化することにより、発達障害のある児童への個々の特性に応じた対応とともに、周りの児童も含めたよりよい集団生活づくりが必要です。
- 放課後等デイサービスについては、平成 24 年度児童福祉法改正時の制度創設以来、利用者や事業所数は急速に増加しておりますが、一方、支援内容の適正化と質の向上が求められているため、平成 29 年 4 月から、障害児支援等の経験者の配置やガイドラインの遵守等の見直しが行われました。子どもの最善の利益の保障と健全な育成や保護者支援を図りつつ、子どもの個々の特性に応じた発達支援が提供されるよう、職員に対する研修を継続して実施する必要があります。
- また、放課後等デイサービスでは、医療機関等関係機関との連携や、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により学校との連携を積極的に図ることが求められます。

現在の取組

【就学・相談支援体制の確立】

○ 適正な就学相談支援・教育相談支援事業

特別支援教育についての説明や相談機関等の情報を提供する「教育支援ガイドブック」を県教育委員会ホームページに掲載しています。

○ 広島県特別支援教育指導委員会を設置し、就学先決定に関わる相談・助言を行っています。

【特別支援教育支援体制の充実】

○ 小学校、中学校及び高等学校における支援体制の整備

全ての市町を特別支援教育体制整備の推進地域に指定し、全ての公立学校で校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成等がされるよう推進しています。

○ 特別支援教育コーディネーター研修

県立特別支援学校の専任の教育相談主任及び特別支援教育コーディネーターを対象に、特別支援学校センター的機能研修会を実施しています。

また、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、研修を実施しています。

【交流及び共同学習】

○ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間、特別支援学級と通常の学級との間等で交流及び共同学習を実施しています。実施に当たっては、双方の教育課程上に位置付け、計画的・組織的な実施を推進しています。

【教員の専門性の向上】

○ 発達障害児教育支援スキルアップ研修

学齢期の発達障害児が学校生活において発達障害の特性に配慮した支援を受けられるよう、教育の環境設定や教える工夫など、教職員の支援スキル向上を図ることを目的に「発達障害児教育支援スキルアップ研修」を実施しています。

○ 教員の専門性向上事業等

毎年免許法認定講習を実施し、特別支援学校教諭免許状の取得を促しています。また、県立教育センターで特別支援教育に関する専門研修を実施しています。長期研修として、国立行政法人特別支援教育総合研究所や広島大学院等に教員を派遣し、特別支援教育の専門性の高い教員の育成を図っています。

また、通常の学級の担任や特別支援学級、通級による指導の担当者に対して発達障害等に関する研修等を実施することによって、各市町の中核となる専門性の高い教員の養成を図るとともに、市町教育委員会の担当者を対象に研修会を実施しています。

○ 特別支援学校におけるセンター的機能の発揮

特別支援学校に、小・中学校等への支援を専任で行う教育相談主任を配置するなど、センター的機能の充実を図っています。また、県内の特別支援学校のセンター的機能を実施する地域を、県教育委員会ホームページに掲載しています。

【特別支援学校】

学 校 名	学 校 名
広島中央特別支援学校（視覚障害）	三原特別支援学校（知的障害）
広島南特別支援学校（聴覚障害）	三原特別支援学校大崎分教室（知的障害）
尾道特別支援学校（聴覚障害・知的障害）	呉特別支援学校（知的障害）
尾道特別支援学校しまなみ分校（知的障害）	呉特別支援学校江能分級（知的障害）
広島特別支援学校（肢体不自由・知的障害）	庄原特別支援学校（知的障害）
福山特別支援学校（肢体不自由）	広島北特別支援学校（知的障害）
西条特別支援学校（肢体不自由）	沼隈特別支援学校（知的障害）
西条特別支援学校八本松分級（肢体不自由）	黒瀬特別支援学校（知的障害）
広島西特別支援学校（病弱）	黒瀬特別支援学校安浦分級（知的障害）
廿日市特別支援学校（知的障害）	呉南特別支援学校（聴覚障害・知的障害）
福山北特別支援学校（知的障害）	広島市立広島特別支援学校（聴覚障害・知的障害）

○ 発達障害児への指導に対する支援

障害特性の理解や指導の参考となるよう、特別支援教育ハンドブックやリーフレットを作成するとともに、県教育委員会のホームページに掲載したり、広島県教育資料に発達障害を念頭に置いた指導資料を掲載したりしています。また、小・中学校の教育研究会における指導・助言を行っています。



【職業的自立の促進】

○ 特別支援学校の就職支援

生徒の就職意欲を高め、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を企画、実施しています。また、就職支援教員（ジョブサポートティーチャー）を配置するとともに、応援企業を募集するなどの就職支援をしています。

○ 特別支援教育推進のための懇談会

学識経験者、関係機関等の委員で構成し、発達障害等支援を含む特別支援教育ビジョン推進事業について評価・検討を行っています。

【学齢期以降の支援体制の強化】

○ 県民への理解啓発

学校が地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けたり、特別支援学校がセンター的機能の発揮を通して、教育相談及び研修等を実施したりしています。

また、県教育委員会ホームページに特別支援学校に関する情報を掲載しています。

○ 高等学校以降の教育支援の充実

進路先への引き継ぎにより、一貫した支援が受けられるよう、高等学校特別支援教育コーディネーター研修を実施し、個別の教育支援計画等の作成・活用を推進しています。

○ 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の構築

乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるよう、相談支援ファイル（サポートファイル）の活用や個別の教育支援計画等の作成・活用を促進したり、校種間の引き継ぎでの活用を推進したりしています。

(3) 成人期・就労等の支援

<取組の方向>

ア 成人期の支援ニーズの気づきから早期支援

取組の内容	担当
1 成人期の支援ニーズの気づきの強化 （法第3条，第21条，第23条）	
身近な地域で相談しやすい窓口の整備	県（健康福祉局），市町
成人も受診可能な発達障害の専門医の養成	県（健康福祉局）
ひきこもり相談支援センター等との連携	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
2 職場における気づきの強化 （法第10条，第21条，第23条）	
産業医，企業内カウンセラーに対する普及啓発	県（健康福祉局）
地域や企業への普及啓発	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター

イ 就労支援体制の充実

取組の内容	担当
1 就労に向けた支援体制の充実 （法第10条，第14条第1項の2）	
職場体験実習機会の確保	市町
県発達障害者支援センターによる就業支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
障害者就業・生活支援センターによる就業支援	県（健康福祉局，商工労働局）
就労移行支援事業所，就労継続支援事業所（A型・B型）などの福祉サービスの確保・提供	市町
企業に対する障害者雇用のノウハウ等の普及	県（商工労働局）
2 就労定着のための支援体制の整備 （法第10条，第14条第1項の2）	
企業に対する発達障害者雇用支援の施策・制度の周知	県（商工労働局）
発達障害の特性や発達障害のある人が継続的に働く上で必要となる配慮等について雇用主への普及啓発の実施	県（商工労働局）
県発達障害者支援センターによる労働環境の調整等への支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
一般就労における発達障害のある人の就労定着支援体制の充実	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
障害者就業・生活支援センターによる労働環境の調整・定着支援	県（健康福祉局，商工労働局）
企業に対する障害者雇用のノウハウ等の普及	県（商工労働局）
3 就労支援者の専門性の向上 （法第10条，法第23条）	
就労支援事業所等の職員への研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
ハローワーク等，就労支機関の職員への研修の実施	県発達障害者支援センター
4 就労支援関係機関等の連携強化 （法第3条，第10条）	
医療，保健，福祉，就労関係機関が連携した支援の促進	県（健康福祉局）
障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関の連携の促進	県（健康福祉局）

ウ 成人期の生活支援体制の充実

取 組 の 内 容	担 当
1 生活支援の充実 （法第3条, 第11条, 第23条）	
福祉サービスを活用するための支援	市町
地域生活支援拠点等の整備推進	市町
既存の福祉サービスを活用した居場所の確保	市町
障害者就業・生活支援センターによる生活支援	県（健康福祉局）
強度行動障害支援者の養成研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター

<指標>

指 標	現 状	目 標
50人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数 （広島県障害者プラン）	6,806人 （H25年6月）	8,279人以上 （H30年度末）

ア 成人期の支援ニーズの気づきから早期支援

1 成人期の支援ニーズの気づきの強化（法第3条，第21条，第23条）

- 成人期に発達障害による生活上の困難さが考えられる方等の相談では，スクリーニングを行うために「乳幼児期から記録された生育歴情報」が必要であり，サポートファイル等の乳幼児期からの継続した情報を記載できる情報ツールの活用を促進する必要があります。
- 引きこもり者の背景として発達障害が要因の一つとして考えられており，県発達障害者支援センターと引きこもり相談支援センター等が協力して支援を行う体制が必要です。

2 職場における気づきの強化（法第10条，第21条，第23条）

- 障害者の雇用・就労の促進を図るためには，企業経営者や企業の従業員に対して，障害者に対する偏見，無関心，障害の特性や配慮の仕方等への無理解などの社会的障壁を除去して受け入れる体制を確保していく必要があります。

イ 就労支援体制の充実

1 就労に向けた支援体制の充実（法第10条，第14条第1項の2）

- 発達障害者の自立及び社会参加のためには，就労は重要であり，県発達障害者支援センターの相談者にも個々の特性等から就労に困難を抱える方も少なくなく，発達障害者の個々の特性に応じた適正な就労の機会の確保や就労するための必要な支援体制を整備する必要があります。
そのため，公共職業安定所（ハローワーク），障害者職業センター，障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関，県発達障害者支援センター，その他，医療，保健，福祉，教育，民間団体等が連携した支援体制を構築する必要があります。
- 高等教育に進学する発達障害のある学生に対し，就労支援機関の支援が受けられるよう，学生支援の体制を地域に拡大し強化する必要があります。
- 専修学校や大学等において就労支援を行う教職員等に対して発達障害に関する研修を行い，進路指導，キャリア教育の取組の中で発達障害者の個々の特性に応じた就労支援が必要です。

2 就労定着のための支援体制の整備（法第10条，第14条第1項の2）

- 発達障害者の就労定着に対しては，その有する能力を生かせるよう個々の特性を理解したうえで，日常的な業務遂行を支援し，必要に応じて職場の同僚等の理解を促進するための措置や職場での適応に関する相談等に，関係機関が連携して適切に対応する必要があります。
- 一般就労の事業所や企業における発達障害者の就労定着を図るため，発達障害の個々の特性等への理解やジョブマッチング等の情報提供を促進する研修，現地支援体制を充実する必要があります。
- また，障害者総合支援法改正に伴い，平成30年度から新設される就労定着支援の活用により，就労に伴う生活面の課題解決に向けて，効果的な支援を実施していく必要があります。

3 就労支援者の専門性の向上（法第10条，第23条）

- 地域の就労支援を行うハローワークや障害者就業・生活支援センターでは，発達障害者（生活上の困難さがある方を含む。）の相談は増加しており，手帳がなく，診断を受けていない状態で来所するケースもあるため，発達障害に対する基礎的な理解や障害特性に配慮した対応のノウハウなどの研修を継続して行う必要があります。（ハローワーク等就労支援機関のアンケート結果から）

4 就労支援関係機関等の連携強化（法第3条，第10条）

- ハローワークや障害者職業センター，障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関においては職場開拓，就労支援及び定着支援を実施しており，発達障害（生活上の困難さがあることを含む。）や障害が受容できていない場合への対応等について，県発達障害者支援センターとの連携や職員等への研修が引き続き求められています。

ウ 成人期の生活支援体制の充実

1 生活支援の充実（法第3条，第11条，第23条）

- 発達障害者が自立した社会生活を営むために，障害の状態や生活実態に応じて，社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保や共同生活を営むべき住居の確保等在宅支援の確保，成人期から高齢期にかけて保護者が亡き後の生活に備えるための支援体制の整備が必要です。
- 県発達障害者支援センターの成人期の相談のうち，「就労支援」や「生活支援」，「日中活動の場」などのニーズが高いため，来所相談者に対する職場や生活の場所での現地指導等の支援体制の充実が必要となっています。
- 成人期の発達障害者支援については，市町による地域生活支援拠点等の整備等に向けた取組に加え，障害者就業・生活支援センター，労働相談機関やニート就労支援施設，ひきこもり支援施設等においては，それぞれの施策を進めていく中で発達障害者又はその可能性のある人への支援に取り組んでおり，今後，発達障害者への支援の充実に向け，さらに連携を深めていく必要があります。
- 強度行動障害を有する方は，自傷，他害など，生活環境への著しい不応行動を頻回に示すことがあります。適切な支援により状態の緩和が可能となります。このため，障害福祉サービス事業者職員等に対し専門的な研修を行い，より適切な支援を行う従事者の養成が重要となっています。

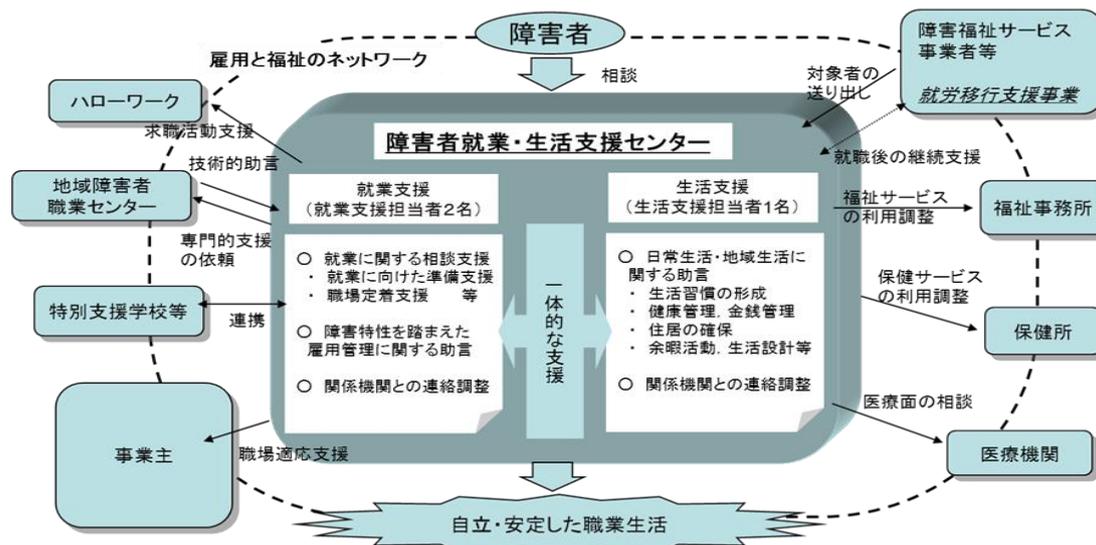
現在の取組

[成人期の気づきからの早期支援]

○ 障害者就業・生活センターによる支援（県内7圏域：10か所）

就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉等の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。

※（県ホームページアドレス） <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syugyou-seikatsushien-center.html>



○ 広島県発達障害者支援センターによる就労支援

成人期の相談支援や「当事者の会」における学習会等を行っています。また、就労支援に関する相談に対しては、必要に応じて訪問や現地指導等を実施しています。さらに、ケースの状況によっては家族の理解と協力も必要となるため、家族との面談の時間を設定しています。

○ 相談支援従事者の研修（発達障害支援スキルアップ研修：相談支援）

地域で発達障害者の相談支援に従事している市町の相談担当職員、相談支援事業所職員等を対象に、発達障害者の支援スキル向上のための研修を行っています。

○ 広島地域若者サポートステーション「若者交流館」における取組

若年無業者、いわゆるニートの職業的自立に向けた支援として、相談や就職支援プログラム等を実施しています。発達障害者（生活上の困難さがあると考えられる者を含む。）に対しては、県発達障害者支援センターと連携して対応しています。

[就労支援]

○ 物品調達における障害者多数雇用事業者認定制度

県の物品の調達に当たり、障害者多数雇用事業者として認定した事業者に対する受注機会の拡大を図っています。

【障害者多数雇用事業者認定制度の概要】

- ・指名競争入札により物品を調達する場合、障害者多数雇用事業者を1者以上指名する。
- ・随意契約により物品を調達する場合、原則として、1者以上の障害者多数雇用事業者を見積合わせ等に加える。

〈事業者認定要件〉

- ・県の競争入札参加資格(物品)を有し、県内に事業所を有していること
- ・県内事業所での障害者の雇用割合が4.0%以上であること

○ **雇用促進支援資金**

障害者の雇用に取り組む中小企業者を支援するため、必要な資金を長期・低利で融資しています。

【融資対象】

次のいずれかに該当する県内の中小企業者

- ・新たに障害者を常用雇用するもの
- ・障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの

○ **発達障害者の就労支援に関する情報の提供**

障害者の就労支援に関する情報は、県作成リーフレット「障害者の雇用をすすめましょう」及び広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」により情報提供を行っています。

※「わーくわくネットひろしま」の掲載内容

- ・障害者及び障害者の雇用を計画している事業主が利用可能な支援制度・相談機関を紹介
- ・企業向け発達障害者雇用啓発・促進冊子「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」（厚生労働省作成）の紹介

○ **障害者雇用優良事業所表彰**

障害者を積極的に雇用している事業所を表彰し、雇用の取組を紹介しています。

○ **障害者合同面接会の開催**

求職中の障害者を対象とした就職面接会を開催しています。

○ **障害者雇用ビジネスモデルの推奨**

障害者雇用企業や職業訓練施設等の見学会、説明会等を通して、参加企業にビジネスモデル（障害者雇用のノウハウ）を推奨しています。

【就労支援従事者への支援】

○ **発達障害支援スキルアップ研修（就労支援）**

地域で発達障害者の就労支援に従事している市町の就労担当職員、就労移行支援事業所職員、就労継続支援事業所職員等を対象に、発達障害者の支援スキル向上のための研修を行っています。

○ **障害がある人の雇用や雇い入れに関する相談機関（県ホームページに掲載）**

県ホームページアドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/1176968791177.html>

【生活支援】

○ **障害者総合支援法による福祉サービス**

県ホームページアドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/1176968791177.html>

○ **強度行動障害支援者養成研修**

強度行動障害のある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援が行えるよう、支援者に知識と技術に関する情報を提供することを目的とした研修を行っています。

2 個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援

目指す姿

発達障害のある児・者が身近な地域において、個々の特性に応じた、きめ細やかで柔軟な個別の支援がライフステージを通じて、切れ目なく受けられる体制が構築されています。

(1) 相談支援体制の充実

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 身近な地域における相談支援の充実 （法第3条，第14条，第23条）	
身近な市町における相談支援体制の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
サポートファイルの見直しと活用の促進	県（健康福祉局），市町
市町等の相談担当職員等の専門性向上研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
学校，職場等，所属する機関での相談体制の充実	県教育委員会 県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
市町と県が連携した重層的な相談体制の構築	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
相談支援事業者における発達障害対応力の向上	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
医療，保健，福祉，教育，労働等の関係機関が連携した相談体制の促進【新】	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 専門的・広域的な相談支援体制の充実 （法第3条，第14条）	
身近な場所での専門的な相談支援体制の確保	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
関係機関や市町による相談支援体制の整備に対する支援	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター

<指標>

指標	現状
発達障害者支援センターの相談実人数	333人 (H29年2月現在)

課題、取組の必要性

1 身近な地域における相談支援の充実（法第3条，第14条，第23条）

- 発達障害の支援については、身近な地域において支援を受けることができる体制の整備を図るため、市町が一次支援機関として対応し、県発達障害者支援センターが二次的支援機関として市町をバックアップする重層的な支援体制の整備に引き続き取り組む必要があります。
- 当事者や家族は、相談機関や支援機関が変わるたびに生育歴や支援状況等を説明することが精神的に負担が大きいことから、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて必要な情報を記載し保管するためのサポートファイル等の配付や活用促進が必要です。
- 発達障害児・者の支援に必要な個別の診断結果や生育歴等の情報については、当事者や家族の了解を得て、支援機関間で引き継いでいくことが重要であり、サポートファイルの普及や各関係機関の継続した情報共有体制の整備を図っている必要があります。
- 中山間地域や島嶼部においては、専門的な相談機関が少なく、県発達障害者支援センターへの距離が遠いことから、身近な地域で専門的な相談支援が受ける体制の整備が必要となっています。

2 専門的・広域的な相談支援体制の充実（法第3条，第14条）

- 県発達障害者支援センターでは、年々、増加している「うつや睡眠障害等の精神的な症状」を伴う成人期の発達障害の相談対応や発達障害に係る研修講師の依頼に対応するための体制の整備が必要となっています。

現在の取組

○ 広島県発達障害者支援センター運営事業

- ・ 発達障害児・者に対する相談・普及啓発・研修などに関する県の拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害児・者への直接支援のほか、市町や関係機関等に対する間接支援を行っています。
- ・ 身近な地域、市町の相談支援の体制整備を支援する取組としては、県発達障害者支援センターの地域支援体制マネジャーによる現地指導や相談支援従事者等に対するスキルアップ研修を実施しています。

【広島県発達障害者支援センターの業務】

区 分	内 容
相 談 支 援	電話，来所相談等：本人，家族，関係者からの相談に対応
発 達 支 援	アセスメント，支援計画等
機 関 連 携	現地指導，ケース会議，各種委員会への出席，出張相談会
普及啓発・研修	リーフレット配付，講師派遣

○ 県のこども家庭センターによる相談支援

- ・ 発達障害児，知的障害児・者への専門的な相談に応じるとともに障害児の施設入所等の必要な支援，市町に対する技術的支援をおこなっています。

(2) 医療支援体制の構築

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 発達障害の診療を行う医療機関の確保 （法第19条，第22条）	
発達障害児・者が身近な地域で診療が受けられる医療機関の確保	県（健康福祉局）
発達障害の診療ができる医師の養成	県（健康福祉局）
発達障害医療に対応するコメディカルの養成	県（健康福祉局）
医療，保健，福祉，教育，労働等の関係機関が連携した相談体制整備の促進	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 発達障害の医療支援体制の充実 （法第3条，第19条，第22条）	
発達障害の診療可能な医療機関の情報提供の充実	県（健康福祉局）
発達障害における地域のかかりつけ医と専門医の医療ネットワークの構築	県（健康福祉局）
幼児から小児，思春期，成人期，高齢期のライフステージ間や小児科から精神科への支援体制のスムーズな移行が可能な仕組みの構築	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
医療機関と他の保健，福祉，教育，就労等の関係機関との連携体制の強化	県，市町 県発達障害者支援センター

<指標>

指標	H21年度	H24年度	現 状
発達障害の診療を行う医療機関のうち 県ホームページ公表している医療機関数	68 機関	75 機関	107 機関 (H28 年度現在)
発達障害の診療を行う医師数	91 人	103 人	147 人 (H28 年度現在)

課題，取組の必要性

1 発達障害の診療を行う医療機関の確保（法第19条，第22条）

- 発達障害の早期発見，早期支援を進めていく上で，診療ができる専門医の確保を図り，診療の待ち時間を解消していく必要があります。
- 発達障害の専門医療機関においては，初診までに6ヶ月以上の待機期間となる場合もあり，発達障害の可能性が指摘されても受診できる医療機関が不足している状況が続いています。受診ができない状況が続くと早期の発達支援につながらない可能性があるため，発達障害の診断ができる医師の養成及び医療機関の確保が必要です。
- また，発達障害の専門的な診療を行う中核的な医療機関を確保するため，国立精神・神経医療研究センター等が行う専門的な研修へ県内の医師を派遣する等，専門的な診療を行う医師の確保が必要です。

2 発達障害の医療支援体制の充実（法第3条，第19条，第22条）

- 発達障害児・者は，コミュニケーションの困難さや感覚過敏等の個々の特性から歯科等の医療を継続して受けにくいことがあるため，発達障害の特性に応じた診療を行う医療機関リストの情報提供や医師の養成が必要となっています。
- 県民が必要に応じて発達障害に係る医療支援を受けられるようにするため，地域のかかりつけ医と専門医療機関の医療機関ネットワークや医療，保健，福祉，教育，労働，司法等関係機関との連携体制の構築が必要です。
- 発達障害児・者の診療には，医師だけでなく専門的な検査やカウンセリング等を行うスタッフが必要であり，医療機関間の連携による医療の効果的な提供体制が必要です。

現在の取組

○ 発達障害の診療医療機関に関する情報の提供

平成22年度から，広島県ホームページにおいて「発達障害の診療を行っている医療機関」について県民に対して情報を提供しています。（平成29年2月現在 107 医療機関）

発達障害の診療を行っている医療機関（県ホームページアドレス）

広島県トップページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/> 又は

広島 発達障害 医療

→ > 分類でさがす > 健康・福祉 > 高齢者・障害者福祉等 > 障害者支援 > 発達障害の診療を行っている医療機関リスト

○ 発達障害の医療支援体制の構築に向けた検討

県内の発達障害に係る専門医，地域のかかりつけ医，家族の代表等で構成する「発達障害児（者）医療支援体制に係る検討会」を平成26年度から設置し，診療医養成研修プログラムの検討を行っています。

○ 発達障害に係る診療医及び専門医の養成

発達障害児・者が身近な地域で適切に医療を受けることができるよう，発達障害の診断，診療可能な医師を養成するため「発達障害児・者診療医養成研修」を平成27年度から実施しています。

また，平成28年度から地域の中核的な専門医を養成するため，国立精神・神経医療研究センターの発達障害関係の研修へ県内に従事する医師の派遣を開始し，平成28年度から毎年4名の医師を派遣しています。

(3) 災害時の発達障害児・者への支援の強化

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 災害時の発達障害児・者への支援の強化 (災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13)	
災害時の発達障害児・者への円滑かつ迅速な避難支援体制の整備	県(健康福祉局), 市町 県発達障害者支援センター
防災関係部署・関係機関での発達障害児者への理解啓発	県(健康福祉局), 市町 県発達障害者支援センター

課題, 取組の必要性

1 災害時の発達障害児・者への支援の強化

- 災害発生時においては、災害弱者とされる障害のある方々への、円滑かつ迅速な避難や避難所での生活維持等について、障害の種別、程度等に応じた特別な支援が必要です。発達障害のある方は、見た目では障害があるようには見えないことから、それぞれの特性に応じて、どのような対処方法が適切か、理解し、支援を行うことが求められます。

このため、各市町が作成する地域防災計画において、発達障害児・者の視点を盛り込むとともに、発達障害児・者の中には、災害時等の混乱した状態ではパニックに陥る可能性もあることから、平常時から避難行動要支援者名簿の作成、関係者間の名簿の共有、さらに実効性のある避難支援等がなされるよう個別計画の策定等を行う等、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援体制を整備することや防災関係部署や関係機関の職員への発達障害の理解促進が必要です。

- 災害時の発達障害児・者支援について、発達障害情報・支援センターのホームページ*において、災害時における発達障害児・者の支援のポイントがまとめられており、災害支援の実践の場で活用する必要があります。

*ホームページアドレス (<http://www.rehab.go.jp/ddis/災害時の発達障害児・者支援について/>)

現在の取組

- **防災ガイド** → <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/bousai.html>

- ・ 市町や障害者団体からの意見、要望等を踏まえ、平成 25 年に広島県社会参加推進センターにおいて防災ガイドを作成しており、県ホームページに掲載する等関係者間で共有化の取組を行っています。

5 自閉症・発達障害のある方

👉 日ごろの備え

- 避難するときに持ち出す防災リュックを準備し、家族や先生、支援者と一緒に考え、自分の特性に応じて必要なものを入れて用意しておく

- とくに「気持ち安心できるもの」としてイヤーマフ、手触りのいいタオルやお気に入りの本(小さいもの)や、コミュニケーションのための絵カードや筆記用具などは避難所ではなかなか手に入りにくいので用意しておく

👉 安全な避難のしかた

- 落ち着いてまわりの人と一緒に避難しよう
- 近くの人に一緒に避難してくれるよう声をかけて頼んでみよう
- 周りに人がいないときは「誰か助けてください!一緒に避難してください!」と大きな声で人を呼びよ

- 知的な遅れのない、いわゆる高機能自閉症、高機能発達障害といわれる方でも、混乱した状況ではパニックに陥りやすいので、できれば各地域で整備する「要支援者名簿」に登録するなど、支援が必要なことを周りに人に知っておいてもらう

- 対人関係で配慮が必要なことや、忘れてはいけない大切な事項(複数の連絡先など)を記載した「助けてカード」((社)日本自閉症協会発行の防災・支援ハンドブック参照)などを利用して、見えるようにして書いておく

- 「助けてカード」(上記参照)と一緒に避難してくれる人や避難所の人に必ず見せて、自閉症・発達障害としての特性や配慮が必要であることを知らせよう
- 家族の人と別々のときは、安全なところに着いたら連絡をしよう。自分で連絡することが難しいときは、近くの人に連絡先を示して連絡をとってもらおう

- 避難するときや避難所にいるときは、家族や支援者と出会うまで、一緒にいる人や避難所の人の指示に従おう

🌱 自閉症・発達障害のある方を支援するために 🌱

自閉症・発達障害のある方は、その特性から生活上の生きにくさをもっていますが、すぐれた記憶力、視覚情報に強いなどの強さを持っています。災害時には特性をふまえた支援が必要です。

自閉症・発達障害の特性	災害時に注意する行動
想像力が強い、全体を把握するのが苦手 変化に対する不安や抵抗、こだわりが強い コミュニケーションの困難さ 対人関係の困難さ 感覚の過敏・過剰がある	避難の必要性が理解できない いつもと違う状況で強く不安を感じる 困っていることが伝えられない 避難所生活になじめない 痛みが平気だった、けがなどに気づかないことがある

👉 避難誘導のしかた

- 避難を促す。どこに、だれと避難するか。予定と見違しを示すことで決定します。
- 一斉に伝えるだけでなく、個別の声をかけます。
- 本人が申告しないケガや病気にも注意します。
- 大きな声、音におびえることが多いので、ゆっくりめと声をとんとんと声でやさしく伝えます。
- 興奮したときは、その場から離して気持ちを鎮めます。
- 自閉症・発達障害のある方と一緒に避難することになったら、その人の特性に応じて、できるだけ具体的に、分かりやすく、可能であれば書いて見せるなど視覚的に伝えるように配慮をします。

👉 避難所で心がけたいこと

- 産布団やイスなどで居場所を設定したり、パーティション(間仕切り)を設置します。
- こだわりがあって洋式トイレが使えない人がいるので、簡易式トイレや洋式便座を用意します。
- 感覚過敏のため、特定の食べ物しか食べられない人のために配慮をします。
- 配給や物資調達などで、本人が一人残されないよう配慮します。
- 自閉症、発達障害の特性を理解しているスタッフやボランティアを確保して、本人、家族と他の避難者との相互理解を図ります。

👉 自閉症のある方への対応のしかた

- 社団法人日本自閉症協会「防災・支援ハンドブック」(本人・家庭用と支援者用があります)
<http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm>
- 自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック-支援する方へ(携帯版)※旧版の内容です
<http://www.autism.or.jp/cgi-bin/saigai/bousai-hb/hb-siensya-1.htm>

👉 発達障害のある方への対応のしかた

- 発達障害情報・支援センター「災害時の発達障害児・者の支援について」
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

★自閉症、発達障害への対応については、知的障害、精神障害、小さな子どもがいる家族の項目も参照してください

(防災ガイド P.23~24 抜粋)

(4) ライフステージを通じた支援の継続

<取組の方向>

取組の方向	担当
1 支援者間のつながりの強化 （法第2条の2，第3条，第9条の2）	
地域自立支援協議会等を活用した個別支援の引き継ぎ，ライフステージを通じた支援のコーディネート体制の充実	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
サポートファイルの見直しと活用の促進 発達障害ハンドブック（特性・支援シート）の活用促進	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
関係機関の相互の情報共有体制，連携支援体制づくりの促進	県，市町 県発達障害者支援センター
幼児期から学校卒業まで一貫した指導，支援を行うための体制の整備（校種間，関係者間等の連携体制の構築）	県，市町 県発達障害者支援センター
広島県発達障害児（者）支援連携委員会（法第19条の2 発達障害者支援地域協議会）による関係者間の連携の強化	県，市町 県発達障害者支援センター

課題，取組の必要性

1 支援者間のつながりの強化（法第2条の2，第3条，第9条の2）

- 発達障害児・者の個々の特性や支援ニーズも多様であり，地域の関係機関が，当事者の年齢，特性，各ライフステージにおけるこれまでの支援内容や課題等の情報を共有し，連携して支援することは当事者や家族の精神的な負担の軽減や円滑な支援の継続につながり大変重要です。
- 一人ひとりの発達障害児・者に「切れ目のない支援」を実施するためには，乳幼児期，保育所・幼稚園から小学校入学時や学校間の支援内容の連携，個別支援計画の作成時等，地域の関係機関における支援連携体制をコーディネートする仕組みの整備や人材の確保及びライフステージの移行期における情報共有等の連携体制の構築が引き続き必要です。
- 市町では，地域自立支援協議会等の開催や関係者間が連携した支援を推進しており，市町に対しては県発達障害者支援センターによる研修や地域支援マネージャー等による市町，関係機関への後方支援を今後も継続する必要があります。
- 発達障害児・者の支援ニーズに気づいた段階から各支援機関との情報共有のツールとして作成された「サポートファイル」の活用は，地域により異なっており，各市町における活用の促進及び活用しやすい内容の見直し等も必要となっています。また，県発達障害者支援センターが作成した「発達障害ハンドブック」の特性・支援シートも各支援機関で活用される必要があります。
- なお，広島県発達障害児（者）支援連携委員会は，地域における発達障害者支援についての実情や今後の課題を共有し，各関係者が共通認識を持ちながら取組を推進する検討組織であり，継続していく必要があります。

現在の取組

○ サポートファイルの活用促進

サポートファイルは，必要な方には居住地の市町において配付しています。
また，広島県ホームページにおいて情報提供しています。

広島県トップページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/> 又は

サポートファイル

検索

→ > 健康・福祉 > 高齢者・障害者福祉等 > 障害者支援 > 障害のある人のためのサポートファイルについて

- 特別支援教育コーディネーター研修の実施【Ⅲ-1-(2) 再掲：P15】
- 県発達障害者支援センターによる人材育成【Ⅲ-6 再掲：P36】
- 広島県発達障害児（者）支援連携委員会の設置・開催【Ⅰ-1-2 再掲：P1】

3 権利擁護等の支援の強化

目指す姿

発達障害者の権利利益を擁護するために必要な支援体制や司法手続きにおける権利利益を円滑に行使できるために意思疎通手段等が配慮された体制が整備されています。

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 権利擁護の支援 （法第12条，第3条第5項）	
県や市町関係職員の庁内研修の実施	県，市町 県発達障害者支援センター
民生委員・児童委員及び主任児童委員対象の研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
消費生活センター関係職員の研修の実施 地域福祉権利擁護事業等担当の社会福祉協議会職員の研修の実施	県 県発達障害者支援センター
成年後見制度の活用促進	県（健康福祉局），市町
ひきこもり相談支援センターと発達障害者支援センターの連携体制の強化	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
医療，保健，福祉，教育，労働等機関と消費生活，警察等関係機関との連携協力体制の整備	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 司法手続き等の配慮の促進 （法第12条の2）	
警察や司法関係職員の研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
発達障害者支援センターによる司法関係者の研修やケース会議への支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
警察官や司法公務員等への啓発資料の配布	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター

課題，取組の必要性

1 権利擁護の支援（法第12条，第3条第5項）

- 行政職員が基本的人権の尊重の立場から，発達障害児・者やその家族に対して，担当する業務において適切に対応できるよう，研修や啓発を引き続き行う必要があります。
- 発達障害のために差別されることがないように日常生活，社会生活における平等な参加（障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を含む。）を支援するとともに，いじめ，虐待，消費生活のトラブル，長期のひきこもり等の社会的問題の背景に発達障害が関係することがあるため，地域における支援者に対し，発達障害への理解を促進する等の研修や普及啓発を継続して行う必要があります。
- 権利利益の擁護のための必要な支援として，成年後見制度の活用，広島県社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業「かけはし」の利用のほか，矯正施設から退所した者の自立した生活を支援する広島県地域生活定着支援センターを積極的に活用する必要があります。
- また，発達障害者は犯罪の被害者になったり，悪徳商法等の消費者被害にあったりすることが多いと言われており，このような被害を防ぐため，医療，保健，福祉，教育，労働等の機関と消費生活，警察等その他の関係機関との必要な連携協力体制を整備する必要があります。

2 司法手続き等の配慮の促進（法第12条の2）

- 当事者の権利に関わる司法関係の職員が、発達障害に関する正しい理解がなく当事者に接することは、結果的に当事者に不利益になる恐れがあるため、例えば、文字や写真、絵図を活用して記憶の整理や言葉で表現したいことの補足を助けるなどの個々の発達障害の特性に配慮した意思疎通支援に係る適切な知識や対応への研修や、捜査や処分決定において、福祉・医療の関係者、関係機関から必要な助言を受ける等の適切な配慮が必要です。

現在の取組

- 広島県発達障害者支援センターによる取組

警察、保護観察所等、司法関係者からの発達障害に係る研修の講師やケース会議の参加等の依頼により職員を派遣しています。

- 障害者虐待防止・権利擁護推進事業

障害者虐待防止法に基づき、虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、市町及び関係機関との連携協力体制を整備し、市町や事業所等を対象とした研修を実施するとともに、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言その他必要な援助を行うことなどを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を設置しています。

「広島県障害者権利擁護センター」（県社会福祉協議会に委託）

HP アドレス <http://www.hiroshima-fukushi.net/prefectural4/syogaisya/>

- 障害者差別解消法への対応

- ・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営

学識経験者、障害者団体、保健・医療・福祉・教育・労働・法曹等の関係団体、民間事業者団体、国・県の行政機関から構成される協議会において、相談事例等について情報共有や、具体的事案の対応例について協議を行っています。

- ・ 啓発パンフレット

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」を受けて作成した啓発パンフレット（平成28年3月発行）では、3ページに発達障害について記載をしています。

（県ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/201825.pdf>

発達障害を含め、障害のある方に対し、サービスを受けさせない、制限するなど「不当な差別的取扱い」をしてはいけないこと、日常の活動の中で障壁になるようなものを取り除く「合理的配慮」をしないといけないこと、が定められた「障害者差別解消法」について、わかりやすく書いてあります。



4 家族等を含めたトータルな継続した支援

目指す姿

発達障害の家族やその他の関係者のニーズを把握し、情報提供や相談支援等、負担軽減を図るための継続した支援体制が確立されています。

<取組の方向>

ア 家族支援体制の充実

取組の内容	担当
1 家族に対する生活支援の充実 （法第13条）	
家族が安心して育てることができるよう、早期から家族全体への説明や支援を実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
保護者や兄弟姉妹に対する心理的サポートの実施	県（健康福祉局），市町
家族のレスパイト（一時的休息）の提供	市町
保護者同士，子育て経験者との交流の場の確保	市町
2 療育支援・家族支援体制の充実 （法第13条，第20条）	
子育てのスキルアップへの支援，情報提供	県（健康福祉局），市町
ペアレントトレーニング等の実施	県（健康福祉局），市町
ペアレントプログラム事業化マニュアルの活用の促進	県（健康福祉局），市町
ペアレントメンター事業への支援と推進	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
発達障害児・者の家族支援団体等と連携した取組の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター

イ 関係者や支援者に対する支援の充実

取組の内容	担当
1 関係者や支援者に対する支援の充実 （法第13条）	
障害福祉サービス事業所等の職員に対する発達障害に関する研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
関係者や支援者に対する相談支援の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
関係者や支援者に対する発達障害に関する啓発	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター

課題、取組の必要性

ア 家族支援体制の充実

1 家族に対する生活支援の充実（法第13条）

- 発達障害者にとって、保護者やきょうだい等の家族はライフステージのあらゆる場面で最も身近な存在であり、家族のエンパワメントが乳幼児期から成人期までの一貫した支援の基礎となっており、特に子育てに不安を持つ保護者や発達障害児・者のきょうだい等家族に対する必要な情報提供、相談支援、生活支援、就業支援等の継続的な支援が求められています。

2 療育支援・家族支援体制の充実（法第13条、第20条）

- 家族に対する発達障害の正しい理解や家族が取り組む発達支援のスキルを高めるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援、発達障害の育児経験をもつペアレントメンターが家族の不安に寄り添った相談・助言を可能とする家族支援体制の整備が必要となっています。
- また、不登校やひきこもりの状況にある児童生徒においては、その背景に発達障害の可能性が あることなどから、家族を含めた支援が必要となっています。
- 発達障害児・者の家族の高齢化や核家族化等の課題があり、家族の現状や課題を把握し、相談支援や家族支援等を一層行うため、引き続き家族等支援団体等と連携して取り組むことが必要です。

【発達障害の家族の課題】

（出典「広島県の発達障害児(者)支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて（平成22年3月）」）

- ・ 適切な家族支援がなかったため、児童虐待につながったケースもある。
- ・ 発見段階では、母親だけへの支援に留まって家族全体への関わりが不足していることが、母親の孤立感などを生む背景の一つとなっていることから、早期から家族全体への関わりが必要とされている。
- ・ 障害が分かったときのショックや将来に対する不安を抱える保護者や兄弟姉妹に障害があることで悩みを抱えたり、保護者の関わりが相対的に少なくなったりしがちな他の兄弟姉妹への心理的ケアやカウンセリングの充実が求められている。
- ・ また、既に子育てを行い様々な経験のある保護者の話を聞いたり、現に発達障害児を育てている保護者同士で相談や情報交換を行ったりする機会を充実させていくことも重要である。
- ・ 子どもから一時も目が離せない状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減するため、レスパイト（一時的休息）の支援を図ることも必要である。

イ 関係者や支援者に対する支援の充実

1 関係者や支援者に対する支援の充実（法第13条）

- 発達障害児・者の関係者や支援者が、発達障害児・者の個々の特性について理解することがより、当事者やその家族の精神的な負担の軽減促進につながるため、関係者や支援者に対する研修、相談支援、啓発等が必要となっています。

現在の取組

○ 県のこども家庭センターによる取組

二次的な問題の改善のため、家族のカウンセリング、ペアレントトレーニング及び市町関係機関職員を対象にペアレントトレーニングのリーダー養成研修、社会的養護関係職員を対象にペアレントトレーニングによる対応方法の研修を実施しています。

○ ペアレントメンター事業

平成28年度からペアレントメンターの養成、活用するための体制整備を図るため、市町担当者への説明会を実施しました。

5 発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援

目指す姿

県民が発達障害に関する理解を深めるとともに、当事者の権利を守るための地域の支援体制が構築されています。

<取組の方向>

ア 発達障害に関する理解の促進

取組の内容	担当
1 県民の障害理解の促進，様々な場を通じた継続的な普及啓発 （法第21条，第22条）	
「世界自閉症啓発デー」（4月2日）のイベントによる周知	県（健康福祉局），市町
県民向け発達障害啓発セミナー（シンポジウム，講演会等）の充実	県，市町
啓発パンフレットの改訂，配布	県，市町
広報誌を利用した県民に対する啓発	県，市町
学校，地域，家庭，職域等様々な場のニーズに合わせた啓発	県，市町

イ 地域社会の支援の強化

取組の内容	担当
1 発達障害児・者の社会参加への協力，支援 （法第3条，第4条，第20条，第21条）	
民生委員・児童委員及び主任児童委員対象の研修会の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
地域の行事等への発達障害者の参加促進	市町
コミュニケーションボード等の視覚的サポートツールの活用検討	県（健康福祉局），市町
あいサポート運動の普及やあいサポーター・あいサポートリーダーへの研修	県（健康福祉局）
スポーツ，文化芸術活動等への参加協力，支援	県（健康福祉局），市町

<参考>

・あいサポート運動（あいサポーター，あいサポート企業・団体）

県民を始め，企業団体等が「様々な障害特性」，「障害のある方が困っていること」，「配慮の仕方やちょっとした手助け」の方法などについて理解し，実践することにより，誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていく運動。広島県では平成23年10月から開始。「あいサポーター」は，あいサポート研修の受講等を経てあいサポート運動を実践する人のことであり，「あいサポート企業・団体」は，社員等を対象に，あいサポート研修等に取り組むとして認定した企業・団体のこと。

（県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/aisapo-toundou.html>）

<指標>

指標	H25年度 (現状)	H27年度	H28年度	H29年度 (目標)
あいサポーター数 (第4期障害者福祉計画)	129,865人	145,000人	154,000人	163,000人
あいサポート企業・団体数 (第4期障害者福祉計画)	392 企業・団体	500 企業・団体	600 企業・団体	700 企業・団体
あいサポートリーダー 養成数 (第4期障害者福祉計画)	—	200人	250人	300人

課題、取組の必要性

ア 発達障害に関する理解の促進

1 県民の障害理解の促進，様々な場を通じた継続的な普及啓発（法第21条，第22条）

- 改正障害者基本法や平成28年4月施行の障害者差別解消法において障害者の社会生活を妨げている「社会的障壁」を除去するための「必要かつ合理的な配慮」に社会が取り組んでいくことが求められています。
- 平成28年4月施行の改正障害者雇用促進法においても，雇用の分野における障害者への差別の禁止と合理的配慮の提供義務等が新たに規定されました。
- 発達障害という言葉は広く知られていますが，その具体的な特性や支援方法についての理解はあまり進んでいません。発達障害のある人が安心して地域生活を送るためには，周囲の正しい理解が必要であり，医療，行政，教育，相談，療育機関等の支援機関のみならず，企業や司法関係等の関係者も含め，広く県民一般に対し，様々な場を通じて，その場のニーズに応じた普及啓発を行っていく必要があります。

イ 地域社会の支援の強化

1 発達障害児・者の社会参加への協力，支援（法第3条，第4条，第20条，第21条）

- 民生委員・児童委員は，地域において虐待や引きこもりなどの案件に関わっており，その中には発達障害が関係している場合があることから，正しい知識を持って適切な対応をすることが求められます。
- 発達障害の特性によっては，視覚的支援が有効なことから，視覚的サポートツールの活用を検討する必要があります。
- 企業や民間団体等が，発達障害の特性を理解し，適切な支援を行えるよう，あいサポート運動への参加の促進や，研修等による啓発を行っていく必要があります。
- 広島県障害者スポーツ協会，スポーツ交流センターおりづるの活動や，平成24年度から開催されている「あいサポートアート展」をはじめとして，発達障害があってもなくても，誰もがスポーツ，文化芸術活動等による社会参加の機会が保障されるよう，支援や啓発を行っていく必要があります。

現在の取組

○ 県民向け発達障害啓発事業

発達障害者支援法（平成17年度）の施行以降，一般県民を対象に発達障害児・者への理解と合理的配慮とは何かについての意識を高めるため，「世界自閉症啓発デー」関連イベントや「県民向け発達障害啓発セミナー」の開催や，リーフレットの作成等を行っています。

【県民向け発達障害啓発事業の取組】

- ◆ 「世界自閉症啓発デー」関連イベント（4月2日）
 - ① ライト・イット・アップルー広島（広島城のライトアップ）
 - ② 啓発ウォーク（当事者と家族が本通商店街を行進）
 - ③ 県立図書館と連携した発達障害関係資料の展示
- ◆ 「県民向け発達障害啓発セミナー」の開催
- ◆ 啓発リーフレット「「発達障害」との出会い」の作成，配布

広島城ライトアップ



啓発ウォーク



県立図書館連携展示



啓発リーフレット



○ 広島県発達障害者支援センターによる取組

- ・ ホームページを活用した利用者及び支援者向け情報（講演会，研修等）の発信を行っています。
- ・ 発達障害に関する最新の情報についての普及や研修等を実施しています。



6 専門的知識を有する人材の養成

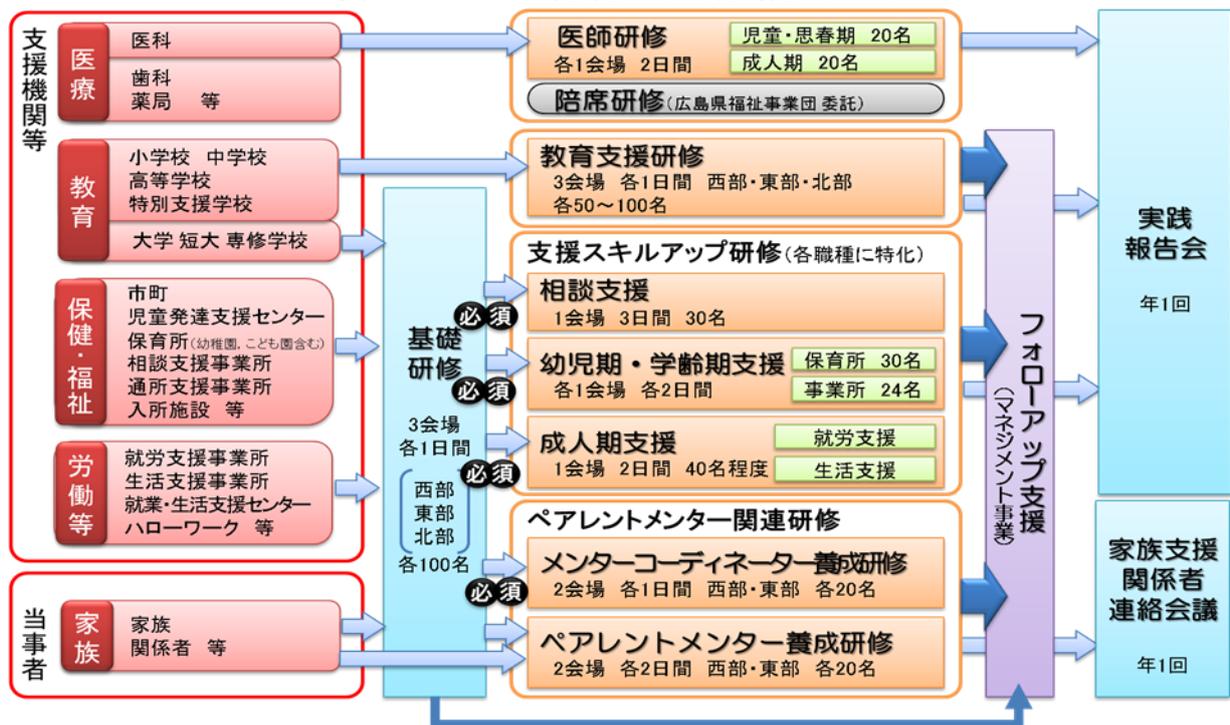
目指す姿

個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行える専門的知識を有する人材が確保されるための研修体制が整備されています。

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 専門的知識を有する人材の養成 （法第23条）	
発達障害児・者に対応するあらゆる支援関係者に対する基礎研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
医療、福祉、教育、就労等の各分野の支援者に対する支援スキルアップ研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
医師、コメディカルに対する陪席研修の実施	県（健康福祉局）

発達障害支援人材育成研修構成（H29年度）



※広島県発達障害者支援センター，広島県福祉事業団への委託，実施分

<指標>

指標	現状
県発達障害者支援センターによる研修件数	12件 (平成29年2月)

課題、取組の必要性

1 専門的知識を有する人材の養成（法第23条）

- 専門的な人材が少ないことで、発達障害児・者に対して適切な対応がとられない、遅れがちになるといった課題があります。そこで、発達障害児・者に対応する医療、保健、福祉、教育、労働、司法等の幅広い関係職種に対して、発達障害やその個々の特性についての基礎的な知識を身に着け、理解を促進させる研修を実施する必要があります。
- また、医療、福祉、教育、労働等の関係職種に対して、発達障害やその個々の特性についての、より専門的な知識や資質の向上を図るため、それぞれの職種に特化した演習を含むスキルアップ研修や、そこで身に着けたスキルを各職場で活用するためのフォローアップ支援を実施する必要があります。
- さらに、発達障害の診断ができる小児科、児童精神科等の医師や、それをサポートするコメディカルを養成するため、専門医の実際の診察場面等に陪席する形の研修についても、強化していく必要があります。

現在の取組

- **精神保健福祉関係者の人材育成**
県立総合精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町、相談機関、医療機関等精神保健福祉業務に従事する職員を対象に発達障害に関する研修を実施しています。
- **県発達障害者支援センターによる人材育成**
 - ・ 「発達障害ハンドブック」を活用し、行政や事業所職員等を対象とした研修、教員を対象とした研修、保育所・療育支援事業所等職員を対象とした応用研修によって、専門的な支援を行う人材を養成しています。

【研修概要】

研 修 名	対 象 者
発達障害支援スキルアップ研修（相談支援）	保健師，行政職員，相談支援事業所職員 等
発達障害支援スキルアップ研修（療育支援）	保育士，障害児通所支援事業所職員 等
発達障害支援スキルアップ研修（就労支援）	就労移行支援事業所職員・就労継続支援事業所職員 等
発達障害児教育支援スキルアップ研修	小学校，中学校，高等学校，特別支援学校教員 等
発達障害支援スキルアップ研修（アドバンス）	保育士，障害児通所支援事業所職員 等

- ・ 医師を対象とした、発達障害の診療、診断に係る研修によって、専門的な知識を有する医師を養成しています。
- **わかば療育園、福山若草園による研修**
医師・コメディカルを対象として、発達障害の専門医の診察等に陪席し、専門的な医療支援を行う人材を養成しています。

IV 発達障害施策の関連計画

県が策定している各計画の中で、発達障害施策が関係する目標指標をまとめています。

◆発達障害施策が関係する県の計画・指標

計画名	目標指標	関係区分 (発達障害者支援法条文)
ひろしま未来 チャレンジビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部卒業生就職率（教育） ・民間企業等に雇用されている障害者の人数 （多様な主体の社会参画） ・あいサポータープロジェクトによるあいサポーター数 ・あいサポート企業・団体数 	教育（第8条） 就労（第10条） 普及啓発（第21条） 普及啓発（第21条）
ひろしまファミリー夢プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の未受診率 	早期発見（第5条）
広島県子ども・若者計画	<ul style="list-style-type: none"> ・若者交流館進路決定者数 ・児童発達支援センター設置圏域数 ・特別支援学校高等部卒業生就職率 ・50人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数 	就労（第10条） 早期支援（第6条） 教育（第8条） 就労（第10条）
広島県保健医療計画	（目標指標はないため、施策の方向性を記載） <ul style="list-style-type: none"> ・重層的な発達支援体制の整備 ・発達障害の専門医等の養成 ・乳幼児健康診査の充実 	責務（第3条） 医療体制（第19条） 早期発見（第5条）
広島県特別支援教育ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する個別的教育支援計画作成率 	教育（第8条）
第3次広島県障害者計画 （広島県障害者プラン）	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター数 ・特別支援教育に関する個別的教育支援計画作成率 ・特別支援学校の特別支援学校教諭免許状保有率の向上 ・特別支援教育に関する教育研修の受講率 ・特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上 ・50人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数 	普及啓発（第21条） 教育（第8条） 教育（第8条） 教育（第8条） 就労（第10条） 就労（第10条）
第4期広島県障害福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター数、あいサポートリーダー養成数 ・あいサポート企業・団体数 ・児童発達支援センター設置数 ・障害児保育受入可能市町 ・発達障害関係研修修了者数 ・50人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数 	普及啓発（第21条） 普及啓発（第21条） 早期発見（第5条） 教育（第8条） 専門的な人材の確保 （第22条）

《参考》 社会保障審議会障害部会(平成29年1月6日資料2-3-4 抜粋)

国の社会保障審議会障害部会では、障害者福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われており、個別支援施策に係る見直しにおいて発達障害者支援の一層の充実について協議されています。

◆発達障害者支援の一層の充実について

【発達障害者支援法の改正】

○発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。

- ・都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。
- ・都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

【基本指針への記載(案)】

○上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 三 相談支援の体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。

- ・地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。
- ・都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

【活動指標(案)】

○上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

【活動指標】

- ・発達障害者地域支援協議会の開催回数
- ・発達障害者支援センターの相談件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数

